

京都市都市公園における教養施設の設置許可に係る使用料の額の設定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市都市公園条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、公園施設として設置を許可する教養施設（以下「教養施設」という。）の土地の使用に係るその他の公園における使用料の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「併設施設」とは、教養施設に併設される売店、飲食店その他便益施設で市長が別に定めるものをいう。

(無料施設)

第3条 公園利用者に対し無料で供される教養施設の使用料については、0円とする。

(有料施設)

第4条 公園利用者に対し有料で供される教養施設の1平方メートル1月単位の使用料の額（以下「使用料」という。）の算定については、次の算式に定める方法によるものとし、算定した額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

算式

$$A \times B \times C \times D$$

算式の符号

- A 使用料単価 京都市の公有財産の目的外使用許可の例により算定した年額を12で除した額
(円未満切捨て)
- B 教養施設設置の補正率 0.7
- C 事業主体補正率 設置許可を受け公園土地を使用するものが公益法人であって当該教養施設の運営を公益事業として行う者については0.5、設置許可を受け公園土地を使用するものが営利法人であるときは1.0
- D 併設施設面積補正率 施設面積に占める併設施設的面積割合（以下「面積割合」という。）が3.0%以下のときは0.8、面積割合が3.0%を超えるときは1.0

2 前項の規定にかかわらず、教養施設に併設施設が設置されるときは、教養施設については前項の額を基準額に、併設施設については使用料単価の額を基準額に、それぞれの用に直接供される床面積の割合であん分して使用料を設定（円未満切捨て）するものとする。

3 前項及び第1項の規定により算出した額が440円を超えるときは、使用料は440円とする。

(無料区域と有料区域間の調整)

第5条 教養施設が無料の区域と有料の区域に区分されるときは、有料区域部分について前条の例により計算し、無料区域部分の基準額を0円として、それぞれの区域の土地の使用比率により調整し使用料を設定する。

(調整措置)

第6条 前3条で算定した使用料の額が、周辺地価の変動により前年度の使用料の額と比較して著しく高額又は低額であった場合の調整措置については、京都市の公有財産に係る使用料の調整措置の例によるものとする。

(委任)

第7条 この要綱で別に定めるとした事項及びこの要綱の施行に必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号以外の規定 令和4年3月31日
- (2) 第4条第3項の規定 令和4年6月1日

(適用区分)

2 第4条第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が同号に掲げる規定の施行の前日に始まる使用に係る使用料のうち、同号に掲げる規定の施行の日から令和5年3月31日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。